

令和2年12月定例会 総務県民生活委員会（急施議案）の概要

日 時 令和2年11月30日（月） 開会 午前11時46分
閉会 午後 0時 4分

場所 第3委員会室

出席委員 藤井健志委員長

岡田静佳副委員長

山口京子委員、新井豪委員、齊藤邦明委員、梅澤佳一委員、本木茂委員、
江原久美子委員、町田皇介委員、木村勇夫委員、石渡豊委員、前原かづえ委員

欠席委員 なし

説明者 北島通次総務部長、坂本泰孝税務局長、渋澤陽平人財政策局長、
田中勉契約局長、表久仁和参事兼人事課長、若林裕樹参事兼税務課長、
谷戸典子職員健康支援課長、影沢政司文書課長、大久保修次学事課長、
松澤純一個人県民税対策課長、鶴見恒管財課長、坂田直人統計課長、
豊野和美総務事務センター所長、飯野由希子行政監察幹、辻幸二入札課長、
吉村正則入札審査課長兼技術評価幹、三橋亨県営競技事務所長

岡精一秘書課長

阿部隆人事委員会事務局長、

田口修人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、益城英一任用審査課長

会議に付した事件並びに審査結果

議案

| 議案番号 | 件名 | 結果 |
|-------|--|------|
| 第117号 | 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 第118号 | 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 | 原案可決 |

【付託議案に対する質疑（総務部関係）】

山口委員

第118号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に関連して、人事委員会勧告に基づいて、この一般職の期末手当の改定を行うと、影響額はどのくらいになるのか。

参事兼人事課長

影響額は、約11億円である。なお、今回、ここで審査いただく分が4億円、学校職員の分が約7億円、計11億円である。

前原委員

第118号議案について、3点伺う。

- 1 影響額が11億円とのことだが、一人当たりの減額の平均額はいくらか。
- 2 対象となる職員数はどれくらいか。
- 3 昨年の豚熱や、台風19号の災害対策、コロナ感染拡大など県民の命を守るための職務が続いている。前年度に比べて残業時間が増えていると思う。保健所の職員はPCR検査の相談や、検体の搬送、感染者の追跡調査など本当に業務が膨らんでいる中で、一か月の残業時間が200時間を超えたという話も聞いている。医療現場や介護現場、保育現場などで昨年の同時期に比べて残業時間が増えていると思うが、この間、最高で何時間残業時間があったのか、現況を確認したい。

参事兼人事課長

- 1 一人当たりの平均額は、約19,000円である。
- 2 対象人数は、全体で約58,000人である。このうち、学校職員の分が約36,000人である。
- 3 時間外勤務については、新型コロナウイルス感染症の第一波の際、保健所で200時間を超える職員がいたことは、委員指摘のとおりで、その時の時間外勤務が最高となっている。現在、保健所の大変な様子は聞いている。職員の健康管理には引き続き留意していきたい。

前原委員

影響額が一人当たり約2万円とのことだが、仕事に対する空虚感を職員が持つてしまうと思う。公務員の生活が保障されてこそ、感染防止などの仕事が効果的に遂行できると考える。その点について見解を伺う。

参事兼人事課長

委員御指摘のとおり、現在職員は保健所などを中心にコロナ対策に尽力しているところである。人事当局としても、そういった中で処遇を下げることは心苦しいのは確かである。一方で、職員の給与水準は民間に準拠し、人事委員会勧告に従うことが、公務員制度に対する信頼を確保する上で、必要不可欠なものと思っている。組合にも一定の理解をいただいたところである。職員も理解した上で、引き続き頑張ってもらえるものと思っている。

前原委員

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例と一般職員の任期付職員の採用等に関する条例の、それぞれ該当する職員と人数について確認したい。

参事兼人事課長

現在のところ、任期付研究員については0名である。任期付職員は、特定任期付職員の1名である。

【付託議案に関する討論】

前原委員

第118号議案「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、反対の討論を行う。本議案は、令和2年10月22日付の埼玉県人事委員会の勧告に基づき、県職員の期末手当を0.05月引き下げるものである。理由は、新型コロナウイルス感染症拡大による経済状況が悪化するもと、政府が行った自粛要請と不十分な補償によって引き下げられた、民間労働者の賃金に合わせ、官・民格差をなくすために期末手当を引き下げるものである。知事など特別職はその職務や報酬額から削減もやむを得ないとするが、一方、職員の引下げは、厳しい人員体制の中で、昨年の豚熱、頻発する自然災害への対応、そしてコロナ感染症拡大の対応に追われて、県民の命、暮らしを守るために奮闘する職員に冷や水を浴びせるものである。不眠不休で奮闘し、200時間以上も残業をした保健師が期末手当を減額されるのは、あまりにも理不尽である。勧告を受けたからと一方的に認めさせようとして、20日に議案提出したことについても、理解ができない。今後、望まれることは、職員の給与削減ではなく、長時間労働の解消を図るとともに、医療・公衆衛生分野で必要とされている専門職の増員をはじめとした県の体制強化である。新型コロナウイルス感染症の急速な拡大は収束の見通しも定かではない。今後の課題も山積みの中で、職員給与は削減すべきではない。以上である。